

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
身体障害者福祉法による医療機関の指定（ ）
保険医療機関等の指定（保険課）
- ◇ 公 告 都市計画事業の認可（都市計画課）
都市計画事業の変更の認可（下水道課）
- ◇ 正 誤 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（中小企業課）
平成七年三月二十八日付鳥取県人事委員会規則第五号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百八十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により告示する。

平成七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先
診断に係る 障害の範囲		
視覚障害	松井 寛	倉吉市瀬崎町二七一四―一 野島病院
肢体不自由	村田 雅明	米子市皆生新田二丁目八―一 山陰労災病院
〃	高橋 敏明	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
〃	中寺 尚志	〃
神経内科 平衡機能障害及 肢体不自由	神崎 昭浩	鳥取市の場六一― 鳥取市立病院
〃	中野 俊也	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
内 科 心臓機能障害、 じん臓機能障害 及び呼吸器機能 障害	阪田 拓哉	米子市車尾二二九三一― 国立米子病院
外 科 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直 腸機能障害及び 小腸機能障害	星野 和義	〃

鳥取県告示第六百八十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関の指定を次のとおり行つたので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により告示する。

平成七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

訪問看護事業者の名称	所在地	訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市上井二五一一	ル・サンテリオン老人訪問看護ステーション	倉吉市山根五五二二三三	平成七年十月一日
鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町四四	鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町四四	〃

鳥取県告示第六百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人山崎医院	境港市相生町一一四	平成七年十月二日
医療法人福島医院	境港市中町九三	〃
医療法人倉元内科医院	境港市外江町一七三一一	〃
医療法人社団圓道歯科医院	米子市東町二四一	〃
木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三二	〃
医療法人社団足立守歯科	境港市明治町八	〃
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	平成七年十月四日
ながれ歯科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一八〇〇一四〇	〃
仲倉医院	倉吉市越殿町一五五一	平成七年十月五日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三二〇	平成七年十月六日
ナカムラ歯科医院	鳥取市大覚寺一七六一二二	〃
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万七三四一一	平成七年十月九日
あべ小児歯科	米子市米原二丁目三一二〇 アーバンプラザムクダ2F	平成七年十月十五日
長谷川薬局	米子市富益町四四七七一二	平成七年十月二日
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	平成七年十月十五日

鳥取県告示第六百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線及び三・四・十八号米

子駅目久美町線

三 事業施行期間

平成七年十月十七日から平成十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市道笑町四丁目、美吉字屋敷前田、字下ノトウ、字京女良及び

字天場並びに目久美町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第

一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡羽合町大字田後字大田、字高坪、字一ノ大田及び字小樋口、

大字長瀬字下浜、字二ノ下浜、字四ノ中浜、字当免及び字流田、大

字赤池字四郎三堀、字三ツ石、字河端、字中ノ坪及び字下河原、大

字上橋津字手崎及び字堂ノ前、大字光吉字管町及び字九田ヶ坪並び

に大字宇野字坂根及び字西峯

2 使用の部分 なし

公 告

平成7年度第2四半期（7月～9月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更
に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成7年10月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成7年度第2四半期内にに出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期
間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を越え6月以内のもの	6月を越え9月以内のもの	9月を越え12月以内のもの	合計
件数	0	1	3	0	4

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成7年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前なもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の見取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合計
件数	2	0	2	0	0	4

正 誤

平成七年三月二十八日公布の鳥取県人事委員会規則第五号（管理職手当に関する規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- | | | |
|--------|----------------|----------------|
| 頁 段 行 | 誤 | 正 |
| 十三 下 二 | 第四条第一項第三号及び第四号 | 第三条第一項第三号及び第四号 |
| 〃 〃 九 | 第四条第一項第五号 | 第三条第一項第五号 |